

社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案 新旧対照条文 目次

○ 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）（抄）（第一条関係）	1
○ 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則（昭和三十六年厚生省令第三十六号）（抄）（第二条関係）	9
○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）（抄）（第三条関係）	12
○ 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）（抄）（第三条関係）	13
○ 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）（抄）（第四条関係）	15

改正案	現行
<p>（令第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業）</p> <p>第一条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号。以下「令」という。）第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援（前号に掲げるものを除く。）（以下「生活介護等」と総称する。）に係る障害福祉サービス事業であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十七条（同令第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。）及び第五十七条第一項並びに第八十九条第二項の離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて実施されるもの</p>	<p>（令第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業）</p> <p>第一条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号。以下「令」という。）第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援（前号に掲げるものを除く。）（以下「生活介護等」と総称する。）に係る障害福祉サービス事業であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十七条（同令第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。）及び第五十七条第一項並びに第八十九条第二項の離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて実施されるもの</p>

(法人が事業活動を支配する法人等)

第一条の三 令第十三条の二第五号の法人が事業活動を支配する法人として厚生労働省令で定めるものは、当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人(第三項各号において「子法人」という。)とする。

2 令第十三条の二第五号の法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。

3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

一 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合

二 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合

イ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員(理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。)又は評議員

ロ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員

ハ 当該評議員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者

ニ 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて選任された者

(新設)

ホ 当該評議員に就任した日前五年以内に一の者又はその一若しくは
二以上の子法人によつて当該法人の評議員に選任されたことがある
者

(法第三十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第一条の四 法第三十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、
次のとおりとする。

- 一 全国を単位として行われる事業
- 二 地域を限定しないで行われる事業
- 三 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業
- 四 前各号に類する事業

(設立認可申請手続)

第二条 (略)

2～4 (略)

5 第一項の認可申請書類には、副本一通を添付しなければならない。

(身分を示す証明書)

第七条 法第五十六条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する
身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(新設)

(設立認可申請手続)

第二条 (略)

2～4 (略)

5 第一項の認可申請書類には、副本一通(法第三十条第二項の法人にあ
つては、副本二通)を添付しなければならない。

(身分を示す証明書)

第七条 法第五十六条第一項の規定により検査を行う当該職員は、その身
分を示す別記様式による証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があると
きは、これを提示しなければならない。

(現況の報告)

第九条 法第五十九条第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

2 法第五十九条の規定による届出は、同条第一号に掲げる書類及び前項各号に掲げる事項についての現況報告書をそれぞれ二通提出することにより行うものとする。

(削る)

(公表)

第十条 法第五十九条の二第二項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

2 法第五十九条の二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める書類は、貸借対照表、収支計算書及び第九条第二項に規定する現況報告書とする。ただし、現況報告書を公表する場合には、個人の権利利益が害されるおそれがある部分は除くものとする。

(所轄庁)

第十三条 第二条、第三条、第五条第一項、第六条第一項及び第十一条第一項において所轄庁とあるのは、法第三十条に規定する所轄庁とする。

(現況の報告)

第九条 法第五十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

2 法第五十九条第一項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項についての現況報告書二通を提出することにより行うものとする。

3 前項の現況報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前会計年度末における貸借対照表
- 二 前会計年度の収支計算書

第十条 削除

(所轄庁)

第十三条 第二条、第三条、第五条第一項、第六条第一項及び第十一条第一項において所轄庁とあるのは、法第三十条に規定する所轄庁とする。ただし、法第三十条第二項に規定する法人（その行う事業が二以上の地

第十八条 令第十四条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(選考委員会の委員の選任に関する意見の聴取)

第二十条 令第十五条第三項に規定する選考委員会（以下「選考委員会」という。）の委員の選任に当たっては、都道府県社会福祉協議会が定める方法であつて、次の各号のいずれかに該当するものによるものとする。

一〜三 (略)

(あつせんへの付託等)

第二十六条 運営適正化委員会は、当事者の双方からあつせんの申請があつたとき、又は前条の規定により当事者の一方からあつせんの申請があつた場合において他方の当事者がこれに同意したときは、令第二十条第

方厚生局の管轄区域にわたるものであつて、次に掲げるものを除く。）にあつては、法人の主たる事務所の所在地を管轄区域とする地方厚生局長とする。

- 一 全国を単位として行われる事業
- 二 地域を限定しないで行われる事業
- 三 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業
- 四 前各号に類する事業

第十八条 令第五条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(選考委員会の委員の選任に関する意見の聴取)

第二十条 令第六条第三項に規定する選考委員会（以下「選考委員会」という。）の委員の選任に当たっては、都道府県社会福祉協議会が定める方法であつて、次の各号のいずれかに該当するものによるものとする。

一〜三 (略)

(あつせんへの付託等)

第二十六条 運営適正化委員会は、当事者の双方からあつせんの申請があつたとき、又は前条の規定により当事者の一方からあつせんの申請があつた場合において他方の当事者がこれに同意したときは、令第十一条第

一項に規定する合議体（以下「合議体」という。）によるあつせんに付するものとする。ただし、運営適正化委員会は、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないと認めるとき、又は申請者が不当な目的のみだりにあつせんの申請をしたと認めるときは、あつせんに付さないことができる。

2・3 (略)

(福利厚生事業に関する約款の記載事項)

第三十二条 法第百四条第三項の厚生労働省令で定める約款に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 福利厚生契約を締結した社会福祉事業等を経営する者（以下「契約者」という。）の義務に関する事項

五 (略)

(福利厚生契約の締結拒絶理由等)

第三十三条 (略)

2 法第百五条第二項の厚生労働省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 契約者が、偽りその他不正の行為によつてその者の使用する社会福祉事業等に従事する者その他の者に福利厚生事業を利用させ、又は利用させようとしたこと。

一項に規定する合議体（以下「合議体」という。）によるあつせんに付するものとする。ただし、運営適正化委員会は、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないと認めるとき、又は申請者が不当な目的のみだりにあつせんの申請をしたと認めるときは、あつせんに付さないことができる。

2・3 (略)

(福利厚生事業に関する約款の記載事項)

第三十二条 法第百四条第三項の厚生労働省令で定める約款に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 福利厚生契約を締結した社会福祉事業を經營する者（以下「契約者」という。）の義務に関する事項

五 (略)

(福利厚生契約の締結拒絶理由等)

第三十三条 (略)

2 法第百五条第二項の厚生労働省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 契約者が、偽りその他不正の行為によつてその者の使用する社会福祉事業に従事する者その他の者に福利厚生事業を利用させ、又は利用させようとしたこと。

(権限の委任)

第三十八条 法第二百二十八条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限（二以上の地方厚生局の管轄区域にわたり事業（第十三条各号に該当するものに限る。）を行う法人に係るものを除く。）は、法人の主たる事務所の所在地を管轄区域とする地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第九号から第十一号までに規定する権限を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第三十一条第一項に規定する権限
- 二 法第三十三条に規定する権限
- 三 法第三十九条の三に規定する権限
- 四 法第四十三条第一項及び第三項に規定する権限
- 五 法第四十六条第二項及び第三項に規定する権限
- 六 法第四十六条の七に規定する権限
- 七 法第四十七条の三に規定する権限
- 八 法第四十九条第二項に規定する権限
- 九 法第五十六条に規定する権限
- 十 法第五十七条に規定する権限
- 十一 法第五十八条第二項に規定する権限及び同条第四項において準用される法第五十六条第五項から第七項までに規定する権限（法第五十八条第三項の規定により補助金若しくは貸付金の全部又は一部の返還を命ずる場合を除く。）
- 十二 法第五十九条第一項に規定する権限

(フレキシブルディスクによる手続)

第四十一条 次に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

一〇二十 (略)

二十一 第九条第二項に規定する書類及び現況報告書

(削る)

(削る)

2 前項第九号に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第五十六条第一項

に係るものであつて、法人の主たる事務所以外の事務所その他の事業場(以下この項において「従たる事務所等」という。)に関するものについては、前項に規定する地方厚生局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄区域とする地方厚生局長も行うことができる。

(フレキシブルディスクによる手続)

第四十一条 次に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

一〇二十 (略)

二十一 第九条第二項に規定する現況報告書

二十二 第九条第三項第一号に規定する貸借対照表

二十三 第九条第三項第二号に規定する収支計算書

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 掛金の納付（<u>第八条の二</u>―<u>第十一条</u>）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（特定介護保険施設等及び申出施設等に係る申出）</p> <p>第三条の三（略）</p> <p>一―五（略）</p> <p>六 軽費老人ホームにあつては、<u>令第二条の二第一号</u>に規定する施設に該当する旨</p> <p>七 <u>令第六条第二項第一号</u>に掲げる施設にあつては<u>同号</u>に定める措置入所障害児関係業務従事職員数、<u>同項第二号</u>に掲げる事業所にあつては<u>同号</u>に定める特定職員数</p> <p>2（略）</p> <p>（退職手当金の請求）</p> <p>第六条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 掛金の納付（<u>第九条</u>―<u>第十一条</u>）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（特定介護保険施設等及び申出施設等に係る申出）</p> <p>第三条の三（略）</p> <p>一―五（略）</p> <p>六 軽費老人ホームにあつては、<u>令第一条の二第一号</u>に規定する施設に該当する旨</p> <p>七 <u>令第六条第二項ただし書</u>に規定する場合にあつては、<u>同項第一号</u>に規定する特定職員数</p> <p>2（略）</p> <p>（退職手当金の請求）</p> <p>第六条（略）</p>

2 退職した者が法第九条の規定に該当するときは、前項の請求書には、障害の状態に関する医師の診断書又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは死亡であることを証する書類を添付しなければならない。

3 3 6 (略)

第三章 掛金の納付

(措置入所障害児関係業務割合)

第八条の二 令第六条第二項第一号に規定する措置入所障害児関係業務割合は、当該事業年度の前年度の各月の初日における同号に規定する特定介護保険施設等職員が使用される施設を利用する児童の合計数（当該施設の運営が前年度の三月二日以後に開始された場合にあつては、当該施設の運営が開始された日及びその翌月の初日における当該児童の合計数（当該施設の運営が開始された日が月の初日であるときは、その日における当該児童の数）のうち、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項の規定により同項第三号の措置がとられたものの占める割合とする。

(特定社会福祉事業割合)

第九条 令第六条第二項第二号に規定する特定社会福祉事業割合は、同号に規定する特定介護保険施設等職員が使用される事業所において当該特定介護保険施設等職員が従事することを要する業務に係る当該事業年度

2 退職した者が法第九条第二項の規定に該当するときは、前項の請求書には、障害の状態に関する医師の診断書又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは死亡であることを証する書類を添付しなければならない。

3 3 6 (略)

第三章 掛金の納付

(新設)

(特定社会福祉事業割合)

第九条 令第六条第二項ただし書に規定する特定社会福祉事業割合は、同項ただし書に規定する特定介護保険施設等職員が使用される事業所において当該特定介護保険施設等職員が従事することを要する業務に係る当

の前年度の収入額（当該事業所の運営が前年度の三月二日以後に開始された場合にあつては、当該事業所の運営が開始された日の属する月及びその翌月（当該事業所の運営が開始された日が月の初日であるときは、その日の属する月）の当該業務に係る収入額）のうち、特定社会福祉事業に係るものの占める割合とする。

第十四条 共済契約者は、毎事業年度、四月一日において使用する被共済職員について、次に掲げる事項を記載した届書を、同月末日までに、機構に提出しなければならない。

一 三（略）

四 軽費老人ホームにあつては、令第二条の二第一号に規定する施設に該当することの有無

五 令第六条第二項第一号に掲げる施設にあつては同号に定める措置入所障害児関係業務従事職員数、同項第二号に掲げる事業所にあつては同号に定める特定職員数。ただし、同項各号に規定する特定介護保険施設等職員が使用される施設又は事業所の運営を前年度の三月二日以後に開始した場合にあつては、その見込数とする。

2 前項の届書に同項第五号ただし書に規定する見込数を記載して提出した共済契約者は、令第六条第二項第一号に定める措置入所障害児関係業務従事職員数又は同項第二号に定める特定職員数が当該見込数と異なる場合は、当該措置入所障害児関係業務従事職員数又は当該特定職員数を記載した届書を、五月末日までに、機構に提出しなければならない。

該事業年度の前年度の収入額（当該事業所の運営が前年度の三月二日以後に開始された場合にあつては、当該事業所の運営が開始された日の属する月及びその翌月（当該事業所の運営が開始された日が月の初日であるときは、その日の属する月）の当該業務に係る収入額）のうち、特定社会福祉事業に係るものの占める割合とする。

第十四条 共済契約者は、毎事業年度、四月一日において使用する被共済職員について、次に掲げる事項を記載した届書を、同月末日までに、機構に提出しなければならない。

一 三（略）

四 軽費老人ホームにあつては、令第一条の二第一号に規定する施設に該当することの有無

五 令第六条第二項ただし書に規定する場合にあつては、同項第一号に規定する特定職員数。ただし、同項ただし書に規定する特定介護保険施設等職員が使用される事業所の運営を前年度の三月二日以後に開始した場合にあつては、その見込数とする。

2 前項の届書に同項第五号ただし書に規定する見込数を記載して提出した共済契約者は、令第六条第二項第一号に規定する特定職員数が当該見込数と異なる場合は、当該特定職員数を記載した届書を、五月末日までに、機構に提出しなければならない。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（権限の委任）</p> <p>第二条 法第四十八条の十一及び令第十五条の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限（国の設置する高等学校又は中等教育学校に係るものを除く。）は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 法附則第二条第一項各号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する権限</p> <p>二・三 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（権限の委任）</p> <p>第二条 法第四十八条の十一及び令第十五条の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限（国の設置する高等学校又は中等教育学校に係るものを除く。）は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 法附則第二条第一項に規定する高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する権限</p> <p>二・三 （略）</p>

改正案	現行
<p>第七条の二 法第四十条第二項第二号に規定する養成施設（別表第五において「第二号養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 昼間課程及び夜間課程に係る基準</p> <p>イ〜ニ （略）</p> <p>ホ ハの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という。）であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。</p> <p>(1)〜(4) （略）</p> <p>(5) 法附則第二条第一項各号に規定する高等学校又は中等教育学校（次号ハ(5)において「特例高等学校等」という。）の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者</p> <p>へ〜ヲ （略）</p>	<p>第七条の二 法第四十条第二項第二号に規定する養成施設（別表第五において「第二号養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 昼間課程及び夜間課程に係る基準</p> <p>イ〜ニ （略）</p> <p>ホ ハの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という。）であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。</p> <p>(1)〜(4) （略）</p> <p>(5) 法附則第二条第一項に規定する高等学校又は中等教育学校（次号ハ(5)において「特例高等学校等」という。）の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者</p> <p>へ〜ヲ （略）</p>

二
(略)

二
(略)

○ 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

社会福祉法		別表第一 （第三条及び第四条関係） 表一	改正案
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号） 第五十九条の二第一項の規定による書類の備置き	(略)
社会福祉法		別表第二 （第五条、第六条及び第七条関係）	現行
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号） 第四十四条第二項の規定による同条第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面の備置き	(略)
社会福祉法		別表第一 （第三条及び第四条関係） 表一	現行
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号） 第四十四条第二項の規定による事業報告書、財産目録	(略)

(略)	、貸借対照表及び収支計算書の作成
(略)	

別表第三 (第八条及び第九条関係)

(略)	社会福祉法	(略)
(略)	第五十九条の二第一項の規定による書類の閲覧	(略)

別表第四 (第十条及び第十一条関係)

(略)	社会福祉法	(略)
(略)	第四十四条第六項の規定による書類の提出	(略)

(略)	、貸借対照表及び収支計算書の作成
(略)	

別表第三 (第八条及び第九条関係)

(略)	社会福祉法	(略)
(略)	第四十四条第四項の規定による書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面の閲覧	(略)

別表第四 (第十条及び第十一条関係)

(略)	社会福祉法	(略)
(略)	第四十四条第三項の規定による書類の提出	(略)

